

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (医療福祉連携推進課) 一一二

告示

保安林の解除をしようとする旨の通知

都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

飼料の試験結果

県営土地改良事業の換地処分

一一二

治山課 一一三

下水道課 一一三

商業・金融課 一一四

同 一一四

畜産課 一一五

農地整備課 一一五

規則

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県医学生修学資金貸付規則(平成二十年岐阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地域の地域医療」を「地域における医療」に改め、「において同法第三十条の四第二項第五号イからハまでに掲げる医療に係る」を、「公衆衛生行政を所管する県の機関その他知事が認める機関(以下「医療機関等」という。)(における」に改める。
第二条第一項の表及び第十条第二項第六号中「医療機関」を「医療機関等」に改める。
第十四条第一項中「医療機関等」を「医療機関等」に改め、同項の表中「医療機関」を「医療機関等」に改め、同条第二項中「知事が指定する医療機関」を「知事が指定する医療機関等」に改め、同条第三項中「医療機関」を「医療機関等」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第六項中「県内の医療機関以外の医療機関」を「県外の医療機関、公衆衛生行政を所管する行政機関その他知事が認める機関(以下「県外医療機関等」という。)(に改め、同条第七項中「県内の医療機関以外の医療機関において」を「県外医療機関等における」に、「県内の医療機関に」を「県内の医療機関等」に改める。
別記第四号様式中「漁区別漁業課」を「漁区別漁業課」に改める。

2 医療機関に勤務しています。	医療機関 の名称	2 医
	医療機関 の所在地	

医療機関等 の名称	記載あり
医療機関等 の所在地	

既記第九号様式第三号「第14条第6項」や「第14条第7項」及び「医療機関」や「機
 関」及び「県外勤務しようとする」や「県外勤務しようとする」に記載あり
 等について記載あり

既記第九号様式第三号「医療機関」や「機関」及び

備考

備考
「勤務する診療科」欄は、

県外勤務をしようとする機関が医療機関である場合に記載すること。
 既記第十号様式第六号に記載あり

第10号様式(第16条関係)

第1種 修学資金返還免除申請書 第2種

免除申請金額	円
--------	---

免除申請理由	1. 岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条第1項に該当 2. 業務に起因する死亡 3. 業務に起因する心身故障 4. 岐阜県医学生修学資金貸付規則第15条に該当 5. その他()
--------	--

借受金額	円	既返還額	円
既免除額	円	返還額	円

理由発生年月日	年 月 日
免許取得年月日	年 月 日

上記のとおり、岐阜県医学生修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。

年 月 日

岐阜県知事 様

借受人 住所氏名 電話番号

连带保証人 住所氏名 電話番号

连带保証人 住所氏名 電話番号

㊟ ㊟ ㊟

<p>一 施行者の名称 養老町</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 養老都市計画下水道事業 養老町公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 平成五年十二月二十一日から 平成三十八年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 事業地を表示する図面において表示する。</p>	<p>公 示</p>	<p>大規模小売店舗の新設の届出に関する件</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。</p> <p>なお、その届出書等は平成三十年三月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。</p> <p>また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。</p> <p>平成三十年三月六日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 届出年月日 平成三十年二月二十二日</p> <p>二 届出者の氏名又は名称 株式会社トリアルカンパニー</p> <p>三 建物の名称及び所在地</p>
<p>(仮称) トリアル岐南八剣北店 羽島郡岐南町八剣北七丁目一四三番</p> <p>四 大規模小売店舗の新設日 平成三十年十月二十三日</p> <p>五 店舗面積 三、七三〇平方メートル</p> <p>六 駐車場の収容台数 一七九台</p> <p>七 荷さばき施設の面積 一八三平方メートル</p> <p style="text-align: center;">大規模小売店舗の変更の届出に関する件</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。</p> <p>なお、その変更届出書等は平成三十年三月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。</p> <p>また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。</p> <p>平成三十年三月六日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 届出年月日 平成三十年二月二十三日</p> <p>二 届出者の氏名又は名称 株式会社パローホールディングス</p> <p>三 建物の名称及び所在地 PRO Site 各務原インター店 各務原市小佐野町一丁目二番地 外</p>		

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称
 (変更前) ホームセンターパロー各務原インター店
 (変更後) PROSITe各務原インター店
 (変更後) PROSITe各務原インター店

販売の試験結果

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十九年十一月に収去された飼料の試験の結果の概要を公表する。

平成三十三年三月六日

岐阜県知事 古 田 謙

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年	試験項目	違反及び違反内容
株式会社豊橋工場地 豊橋市豊橋5番地の9	各務原市藤原1 式豊橋飼料株式会社 豊橋市3ツクボ	マルチ肉牛肥育 用配合飼料 金星	H29.11	栄養成分等、粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン	無
同上	同上	マルチ肉豚用配合飼料 We肉豚	H29.11	同上	無
同上	同上	マルチコイライナー 肥育用配合飼料 フロイライナー後期 Nマッシュ	H29.11	同上	無
全園密農飼料株式会社 豊橋市豊橋南2番地 豊橋市豊橋南2番地の8	恵那市長島町 止家129-87 美濃密農飼料組合 協同組合恵那事務所	ながらM前期	H29.11	同上	無
同上	同上	ぎふスベシヤル	H29.11	同上	無
同上	同上	こだわリベース	H29.11	同上	無

株式会社豊橋工場地 豊橋市豊橋9番地 豊橋市豊橋9番地 豊橋市豊橋9番地	株式会社南町18 9番地 株式会社工場 株式会社本	鳥印配合飼料 幼すう用	H29.11	同上	無
同上	同上	鳥印配合飼料 中すう用(夏用)	H29.10	同上	無
同上	同上	尾張の卵18	H29.11	同上	無
日清丸紅飼料株式会社 豊橋市豊橋南2番地 豊橋市豊橋南2番地 豊橋市豊橋南2番地	各務原市須衛 291 各務原市豊橋 4 各務原市豊橋 4 各務原市豊橋 4 各務原市豊橋 4	日清丸紅印配合 飼料成鶏用 シエール・クイ ン17	H29.11	同上	無
同上	同上	日清丸紅印配合 飼料のり種鶏前期	H29.11	同上	無
株式会社日本 多摩市豊橋 多摩市豊橋 多摩市豊橋 多摩市豊橋	各務原市各務 原2 各務原市各務 原2 各務原市各務 原2 各務原市各務 原2	ハイコーンブルー ケアルファ	H29.11	同上	無
同上	同上	れんさん	H29.11	同上	無
同上	同上	肥育に一番	H29.11	同上	無
同上	同上	エックパーター 17	H29.10	同上	無

県産土産物事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
 県産土地改良事業東白川地区の換地処分を平成三十年二月十四日にしたので、同法第八
 十九条の二第十項において適用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。
 平成三十三年三月六日

岐阜県知事 古 田 謙

平成三十年三月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社